近代中国における二つの「国語」観
── 読音統一会における論争を中心に ──

陳　希

はじめに

読音統一会は中華民国成立（1912年1月）の直後，1913年2月に北京で開かれた国語関係の全国的規模の会議である。これは中国史上において初めて表音文字を議論の対象とした正式の会議で，漢字の音を示すための注音字母(ちゅういん)[(1)]を作り出した点に，時代を画する意義がある。またそれは，清末に盛んになった表音文字運動の到達点であると同時に，民国になって本格化する国語創出運動の出発点でもあった。

だが，当時，国語統一のために国音[(2)]を創製する要請はあったものの，何を国語の基準とするかについては各代表の意見が纏まらなかった。特に方言音の問題については会議で大論争になった。3ヶ月余り議論した結果，1省1票の形で，6,500余りの漢字の国音が決められたのと同時に，注音字母も公的に承認された。それは清末の表音文字運動[(3)]の結晶であると同時に，その後の注音符号[(4)]及び国語ローマ字運動の基礎付けでもあった。

票決という形で国音を決めたことからも分かるように，読音統一会では，国語の基準をめぐって代表間（特に浙江・江蘇省代表と河北省代表との間）で激しく対立した。これに関して従来の研究では，「南北対立」という地域主義的な観点から捉えてきた。しかし，管見の限りでは，その論争の背後にある国語をめぐる二つの考え方，及びその思想的な差異については十分に検討されてきたとは言い難い。つまり，それらの論争の背後には，民衆への啓蒙教育（社会教育）の便宜を図る立場から出発し，現に全国で最も通じる，特定の地域の話しことばを今すぐ国語に採用すべきだという「国語」観と，教育全般を国語の基盤の上に行うという前提から，歴史的な継続性を担保し，特定の地域への偏りのないような国語が形成されるのを待つべきだという「国語」観の二つがあった。

そこで，本稿はまず，読音統一会（以下は読音会と略す）にあらわれた二つの対立的な「国語」観，すなわち王照（1859-1933）[(5)]と呉稚暉(ごちき)（1865-1953）[(6)]にそれぞれ代表される「国語」観に関わる文章を解読し，その違いを探りたい。その作業を通して，二つの「国語」観において国語はどのような性質を持つべきものとされ，教育においてどのように機能すべきものと考えられていたのかを解明する。

なお，本稿では，読音会にあらわれた論争は「南北対立」というよりも，国語をめぐる思想的な差異に由来しており，しかもその思想的な脈絡がその前後の国語運動史においても反復・再演されていたという点に主張の眼目があることを先に述べておく。

1. 先行研究と問題の所在

ここでは，近代中国の国語運動に関する研究のうち，日本語と中国語による研究について簡単にまとめたい。中国の国語運動に関する研究は早くも1930年代から始まっていたが，それには主に三つの流れがあった。一つは，言語/文字改革史という観点から国語運動を追跡し考察したものであり，呉稚暉，黎錦熙，羅常培（1899-1958），陳望道（1891-1977），倪海曙（1918-88）などがこれに当たる[7]。研究者の多くが言語学者であり，国語運動そのものに関わる当事者でもあることが特徴と言えよう。

もう一つは，国語運動と文学革命の関わりに注目した研究[8]である。それらの研究では，中国の書記言語の「文言」から「白話」への移行をどのように認識すべきかに主として重きが置かれており，清末と1919年の五四運動との関係性をめぐって，連続性と断裂性のどちらを重要視すべきなのかが常に論点の一つとされていた。

最後は歴史学という観点から近代中国の国語形成のプロセスに注目した研究である。倉石武四郎（1897-1975）は中国の近代化のプロセスの一環として，漢字の繁体字から簡体字への移行について年代を追って詳しく論述し，武田雅哉（1958年生）は「普遍言語」の追求という観点から漢字の歴史とその挫折を論じている。大原信一（1916年生）は漢語の近代化を1892年頃から1995年頃までの期間に起こったものと捉え，文字改革と言語改革という二つの側面からその過程を論じている。藤井（宮西）久美子（1967年生）は大原の研究を踏まえ，言語政策という観点から中国大陸と台湾の文字改革運動の大枠を明らかにした[9]。

村田雄二郎（1957年生）は中国の書きことばが文言から白話へ，北京官話から国語へと転換した意味を思想史的な観点から捉え，国語運動をめぐる試行錯誤は「文」の内部に回収されてしまうというメカニズムを解き明かした[10]。王東杰（1971年生）は近代中国の国語運動を官話・国語・普通語という三つの時代に分けて考察し，それぞれの特徴を詳しく論じている[11]。平田昌司（1955年生）の『文化制度和漢語史』[12]は漢語の言語的変化を文化制度の角度から考察した労作であり，なかでも「眼睛的文学革命・耳朶的文学革命」という論文は胡適（1891-1962）の「標準国語」という国語の理念に代表される1917年前後の文学革命を「目の文学革命」とし，近代演劇・放送・映画・歌曲などにより，1926年前後にその理念が実体化された過程を「耳の文学革命」と呼んで意味深く論じている。

これらの研究は国語運動のプロセスの大枠を明らかにしたという点で斯界への貢献は大きい。だが，いずれも読音会そのものを研究の本題として論じてはおらず，多少言及しても，やはり「国音」の音の人工的な決定や南北の対立といった非学問的な側面に注目し，批判的な文脈のなかで捉えている[13]。

ところが，最近の研究では，読音会が中国国語運動史において果たした役割に注目し，再評価する動きがある。例えば，近代知の普及したプロセスと国語運動との関係を解き明かした王爾敏（1927年生）は直接的には読音会を論じていないものの，「国語統一」という

概念の変遷について説明した際,「読音統一会は,国音という概念を確立する重要な実践で,具体的かつ精密な国音体系・領域を制定した」(14) と評価している。

崔明海（1983 年生）(15) は，読音会に関する研究は多いが，その多くはそれについて語り尽くしていないと批判する。崔は，読音会を「中国近代語文改革史上」における非常に重要な会議だとし，注音字母を独立した文字とするのではなく，漢字の補助手段のみに限定する方針がその後の近代文字改革の基本的方向性を規定していると結論づけ，読音会とのちの国語改革との連続性を示唆している。崔の論文は 6,000 字程度で，詳しく論じられていない部分があるものの，読音会を中心に論じた点においては先駆的な意味を持つものと言ってよい。

呉錦娟 (16) は「読音会と注音字母の歴史的淵源」「読音会の招集と注音字母の誕生」「読音会と注音字母の影響と評価」という三つの側面から，読音会の進行過程と注音字母の誕生過程を追跡している。呉は一次資料に基づき，読音会の歴史的な経緯，特に人物関係を明らかにした (17)。

これらの研究は，読音会を再評価するにあたって先駆的な意味を持っている。しかしながら，読音会の果たした役割や国語形成史上の位置づけについて議論が尽くされているとは言い難い。そこで，本稿はこれまでの研究であまり注目されてこなかった「国語」観の思想的側面に着目して検討していく。それによって，近代中国の国語形成史における読音会の意味づけについて問題提起を試みたい。

検討を進める上で基礎資料となるのは，黎錦熙の『国語運動史綱』（前掲），同『国語学講義』上下（上海：商務印書館，1919 年 5 月），倪海曙の『中国拼音運動史 簡編』（前掲），羅常培の『国音字母演進史』（上海：商務印書館，1934 年 9 月）などの概説書のほか，「読音統一会進行程序」（1913 年 2, 3 月）や「読音統一会章程」（1912 年 12 月）などの一次資料，王照，呉稚暉，朱希祖などの論争の中心にいた人物の著作や日記，さらには多賀秋五郎（たがあきごろう）（1912-90）の『中国近代教育史資料』清末・民国編（台北：文海出版社，1976 年 4 月）や邰爽秋（たいそうしゅう）（1897-1976）の『歴界教育会議議決案彙編』（上海：上海教育編訳館，1936 年 2 月）といった近代中国教育関係資料である。

2. 読音会の成立事情と進行過程

辛亥革命が勃発し，中華民国が成立すると，1912 年 1 月 19 日には南京臨時政府教育部が設立された。教育部は早くから国語統一問題を重視していた。1912 年 3 月に公布された「教育部官制案」によって，教育部の部署 (18) は専門教育司（司長：林棨）・普通教育司（司長：袁希濤）・社会教育司（司長：夏曾佐）という三つに分けられ，国語統一に関わる事項は専門教育司の所轄と規定された。

4 月には蔡元培（1868-1940）が教育総長に任命された。『教育雑誌』の記者のインタビュ

一を受けた蔡は,「従来の学部は教育章程を作り,全国の各地に適用しうるか否かを問わず,一概にそれを実施しようとしていたが,各地方の情況が異なるために,統一できなかった」(19) と，中国各地の差異を考慮せずに教育の統一を図ろうとする清朝時代の学部 (20) の欠点について指摘している。その上で蔡は,「私の目標は高等教育会を設立し，各地の教育を調査研究し，全国に適用しうることを求め，教育の統一を図ることにある」(21) としている。この発言は高等教育を直接の対象とした主張であったが，初等教育にも当てはまる蔡元培の教育理念の基本方針と見てよい (22)。これらの発言から，中国各地の多様性に配慮した教育統一を図ろうとする蔡の意図が察せられる (23)。

7月，教育部は80名余りの議員を招集し，教育宗旨をはじめとする当面の重要問題について検討するために北京で臨時教育会議を開催した。教育部が準備した40余件の議案は,（1）学校体系の問題,（2）各学校令および規程,（3）教育行政関係,（4）学校詳細規則,（5）社会教育関係の五つに大別でき，なかでも国語の統一問題が強調されている (24)。蔡元培は開会演説を行い，国語問題について次のように発言している。

> この時期教育部において準備された議案はおよそ 40 余りもある。（中略）そのなかの最大の問題の一つが，国語統一の方法である。今，初等小学校では国語を教えるべく，国文（文語体を前提とする文字教育）を教えるべきでないという主張する人がいる。国語を教える以上，先に国語を統一せねばならない。しかし，中国の言語は各地によって異なっている。もしある特定の地方の言語を標準として定めれば，必ず他の地方の反発を招く。故に必ず公平に至る方法がなければならない。国語が一つに定まれば，音標（表音記号）を定めることができる。以前中央教育会はそのための案を提出したが，事が重大であるため，まだ解決されていない。(25)

このように，初等小学校 (26) で国語を教えるべきだという主張に対して，蔡は積極的な態度を示していることが読み取れる。ただし，その前に国語を統一することが第一歩だとも述べている。統一の方法としては，ある特定の地域の言語を国語の基準とすることよりも，公平な方法で国語の統一を図ることが重要だと強調されている。臨時教育会議では,「採用切音字母 (27) 案」(28) が議決され，読音統一会の原型と基本方針が決められた。

12 月 2 日には，教育部は籌備会（ちゅうびかい）を設立し，呉稚暉を籌備会主任に任命した。同日，呉は自らが制定した「読音統一会章程」を公布した。さらに，籌備会の期間中には,「読音統一会進行程序」「読音統一会議事規則」が制定・公布された。そのなかで,読音会の目的は,第1に国音の統一，すなわちこれまで方言ごとに異なる読み方をされてきた漢字の読み方を統一すること，第2にあらゆる国音を単純な音素にまで弁別し，音素の総数を確定すること，第3に音素ごとに字母を決めることである (29) と定められた。

また，会員は「延聘員（えんぺいいん）」（教育部が招聘する者，定員はなし）と各地域の代表（各省2人，モ

ンゴル・チベット1人，華僑1人）から構成される。会員の資格は（1）音韻に精通している，（2）小学[30]に精通している，（3）1，2種類以上の外国語の文字に通じている，（4）多地域の方言に精通しているという四つの条件のうち，いずれかを満たすものとしていた[31]。

このように，読音会は国語統一の基礎作業として，翌年の1913年3月25日より3ヶ月余の期間にわたって開催された。教育部が招聘した「延娉員」を含めて，全国の各省から80名が推薦されたが，実際に当日の会議に参加した者は44名だった。代表の投票で呉稚暉が議長（29票），王照が副議長（5票）に選出され，議論が進められた。しかしやがてこの2人に代表される二つのグループの対立が激しくなり，会長の呉稚暉は辞任し，王照も病気を口実にして姿を消して，討論が中断することもあった。だが，最終的には6,500余字の標準読音（国音）が決定され，これにつづいて39個の注音字母も決められた[32]。

3. 国音をめぐる論争

ここでは，読音会における会員らの意見の分岐点について整理してみたい。まず，意見の分岐の要因となったのは，読音会の主旨であった。すでに述べたように，読音会の最大の目的は漢字の統一的な読み方を決めることにあった。それについて，呉稚暉は「読音統一会進行程序」（以下は「程序」と略す）で次のように説明している。

> 読音統一会という名は，国語統一の一部分の性質から名付けたものである。およそ語と称しうるものには，二つの性質のものが含まれる。（1）口で話され，地方ごとに限定された，意思疎通のための音声を，語と言う。（2）紙に書かれ，文学芸術とは異なった，簡単浅易な文字も，また語と言う。文字に対して言えば読音であり，音声に対して言えば口音である，読音と口音とはもとより相互に関連するものだ。国語統一という広義の目的から言えば，この両者の統一は同時に求めるべきものだ。これが本会の予期する効果であり，必ずその地歩に達しうるものである。
>
> ただ会議の進行順序から言えば，にわかに広義の命名に従い，語意を曖昧なままにして，国語統一会としたとすれば，読音，口音について異なる意見が沸き起こり，実際の会議にとって無益であり，いたずらに混乱を増すものである。それよりはむしろ一部分の読音というところから狭義に命名しておき，それぞれの文字につき根拠を見出しうる読音を討論・決定し，その上で読音の勢力を借りて，地方ごとに異なる，音声しか根拠を持たない口音を整理する。このようにすればこそ繁を去り簡に就く効果があろう。[33]

一方，王照はそれを読んで，「内容はハッタリとでたらめだらけだ」[34]と辛辣に批判している。王照の不満は主に次の通りである。王によれば，まず，もともと蔡元培が袁世凱

と相談していた会議の内容は表音文字についての議論であり，袁世凱が同意したのも（表音文字を）「白話教育」で使うことであったが，蔡元培の辞職により，それを実行できなかった。その後，会議の本来の主旨は呉によって変えられた(35)。

つまり王照からすれば，この会議の本来の主旨は，自分たちが作った表音文字を「白話教育」に使うことについての議論であり，社会教育司所轄の問題であったはずなのに，今は専門教育司の所轄になってしまい，音韻学の領域の問題になったため，本旨が抹殺されてしまったと主張しているのである。

また，国語問題を表音文字ではなく，読音の問題として議論しようとすることについても，王照は不満を持っている。王は会員として招かれたときに，天津に寄って，清末の有名な教育家で，直隷学校司(36)を務めた厳修(37)と面会し，「彼（呉稚暉）は読書音（漢字音）の注音（表音化）という名目で我々を招集しており，提唱していることはこの件の本意と違い，全く別のことであるから，君が会に参加してもおそらく良い結果にならないだろう」(38)と勧告されている。

それに対し王照は，「読音とは，古い本を読むための音の注音のことである。読書の音である以上，音韻学が定めた字音に逆らうことはできない。よって，多数の人の通用の言語は自然に放棄されることになる」と予測しながらも，読音会は重要問題に関わるものであり，放棄することはできないと考えて，読音会に参加したわけであった(39)。

次に，「国音」を審査，決定する際に，意見の分かれ目となったのは，どのような音を基準にするかということであり，最大の論点は入声，濁音といった南方音の存廃問題であった。朱希祖は３月３日の『日記』で次のように記している。

> 午後読音統一会に行った。直隷人王照は北音で読音を統一し，字母からは濁音を，韻母からは入声を廃止しようとしている。もしこの説に従ってしまうと，あらゆる書籍の読み方，詩詞歌曲などの韻文は皆一掃され，空しくなってしまう。こうした間違った意見は恐らく専ら小中学校の便宜を図って言うのだろうが，小中学校を卒業した後，更に学業を積もうとすれば，必ず別種の旧音韻で（書籍を）読まなければならないことを考慮していない意見である。一人の人間が読む文字（の音）を前後で二種類にしてはいけない。統一しようとしているのに，かえって分離させてしまう。でたらめの限りだ。故に，王照に反対する者が起って論難し，ほとんど秩序を乱すに至った。(40)

朱が懸念しているのは，王照の言う北音（北方音。ここでは恐らく北京音を念頭に置いた表現）を国語の標準にしてしまうと，本を読む時に，別の音を覚えなくてはならず二重状態になるという矛盾である。この矛盾は二つの側面を持っている。一つは，識字教育としての「白話教育」と漢字・漢文教育との連続性の問題（詳細は後述）であり，もう一つは漢字の音声における俗音・方言音の多様性と，官製韻書に準拠する漢字音(41)のぼんやりとした「統

一性」との矛盾である。それらの矛盾は音の標準化に集約される形で再現した。

また，濁音の廃止について，江蘇省会員の汪栄宝（1878-1933）は，「南の人はもし濁音と入声がなければ，もう日々を送れないのだ」(42) と述べ，方言音による言語生活を維持しようとしている。

それに対し，王照たちは北方の10余りの省および四川・雲南・福建・広東諸地域の会員，合計30余りの人を集め，対策を協議した。王照は「国音字母に13個の濁音を加えることは，江蘇・浙江の音を国語とすることである。全国の我が人民は子孫代々に至るまで，その困難を受けることになる」(43) と言い，これを子孫にまで影響が及ぶ問題として取り上げ，集まった会員に濁音字母への反対を訴えた。

また王は，「今，呉稚暉は本隊20余りの人数（の票）を持っている。我々の意見は一致しているが，人数がほぼ同じなので，票決すると，たまたま勢いに乗じて連合しただけでは必ず失敗する」(44) と述べている。

さらに王は，対策として「会議中，濁音問題に触れない。しかし，新たな案を提出する。すなわち，投票権数は（会員の人数ではなく）省によって決めるべきだと主張するのだ。各省の投票権はその会員の多寡を問わず，一票に限定する。もしその案が通らなければ，我々各省の会員はそのまま解散する」(45) と提案した。これが省ごとに投票して国音を決めるルールの由来となったのである。

これらの論争は無論，学術的なものではなく，感情的な部分が多い。しかし，それは方言の差が大きく，且つ地方の独立性の強い中国で，現にあることばをそのまま国語に採用して，全土に君臨させることの困難さを如実に物語っている。突き詰めて言えば，それは近代中国の国語運動史において，王照と呉稚暉にそれぞれ代表される「国語」観の矛盾でもあった。

4. 官話か官音か

このように，国語の音の標準化をめぐる諸問題については，読音会で大論争となった。これまでの研究では，対立した人物の出身地域に注目して「南北論争」という枠組みでこの問題を捉えることが多い。しかし，「この南北の境界線はさほど明確なものではなく，なんとなく感じるようなものである」(46) という黎錦熙の指摘に示唆されているように，南北という境界線は必ずしも自明なものではない。

それにも増して重要なのは，こうした対立が必ずしも「自分が損をするから嫌だ」という「南北感情論」や「自文化中心主義」的な主張だけを原因としているわけではないという点だ。ここでは，王照と呉稚暉に代表される二つの認識の違いに着目しながら，その背後にある思想的な諸問題を考えてみたい。

まず，国語統一（言語統一）の基準について見てみよう。それは日清戦争（1894-95年）以

来，日々強まってきた「言文分離」の問題を訴える論調[47]のなかで生まれたものである。読音会に参加したメンバーも無論，そのような社会的な要請は共有していた。だが，どのような基準のもとに統一していくかという問題については意見がまちまちだった。そのなかで，最も有力だったのが，王照に代表される北京官話説と，呉稚暉に代表される読音説である。

興味深いのは，両説を支える論理が非常に酷似しながらも，全く別の結論を導いていることだ[48]。王照は桂（広西）・粤（えつ）（広東）・閩（びん）（福建）・浙（せつ）（浙江）・呉楚（江蘇）などの地域を除けば，全国のことばは京話（北京語）とほぼ同じだとし，「言語は必ず一に帰する。京話を取るべきだ。（中略）「官」とは，公のことだ。官話とは，公用のことばだ。（全国で）最も幅広い地域を占めるものを選ぶべきだ」（『官話合声字母』[49]「新増例言」の第1条）と，北京語の超地域的な性格を強調し，自論の正当性を証明しようとしている。

さらに王は，「京話にも土音[50]が混じっており，官話として相応しくない」[51]という「蘇人」の批判を紹介し，「北京には市井の土語[52]があるが，それは北京で通用している官話とは異なっているものなのだ。あちら（北京の市井土語）を理由にしてこちら（北京官話）を否定することはできない」[53]と反論し，北京語を北京で通用している官話とし，北京土語を北京官話の範疇から排除しようとしている[54]。

一方，呉稚暉も王照と同様に，ことばの汎用性から官音の「官」を規定している。呉は，「官音と言うが，官とは普遍的に通用することを言い，また雅正ということを言うのだ」[55]とし，王と同様に官たるものが普遍的なものでなければならないと強調している。だが，呉からすれば，ことばの汎用性は逆に北京語批判の根拠になっている。

呉は，「官音は北音と称されているが，しかし北方のある特定の都市の音に標準を置いて官話を考えることはできない」[56]と言い，官音を北音（北方音）だと見なし，特定の都市の音が（恐らく北京音を念頭に）国語の標準になることに反対している。その理由について呉は，「どの地方にも土俗的な田舎の音があり，雅正に障害を及ぼす」[57]と述べている。

このように，両者は官なるものについて，酷似した基準で考えているにも拘わらず，全く異なる結論を導いたのである。その根本的な理由はやはり国語をめぐる思想的な差異に起因していると考えられる。以下では，その差異について分析していく。

まず，両者の国語統一の出発点の違いについて考えてみたい。上記の引用からも分かるように，王照は「言語は必ず一に帰する。京話を取るべきだ」[58]と言い，通用力の強い北京官話によって言語の統一を図ろうとしている。その重点は「話」，即ち話されている「ことば」に置かれている。

一方，呉稚暉は官話の定義について，「文字（漢字）によって書かれることば，そして特定の地域の土俗典故（方言でしか使わない語彙）が混じらない，誰でも理解でき，官音の発音に基づくことばこそが官話である」[59]と述べている。

呉の議論の重点は話されている「話」ではなく，もっぱら「読音」に集中している。例

えば，上記の引用においても，官なるものを説明する際には「官音」を念頭に置いている。また，「本会が読音に注目する以上は，文字について議論することを目的とすべきである。文字の読音の長短・清濁は，決して特定の地域に偏る口音によって決定することができない。ある特定の地域の音から完全な読音を獲得することはありえない。したがって，地方音を基準にすることには頗る欠陥がある。簡単にある特定の都市の音を指定し，完全な読音の責任を果たさせることはできない以上，逐字に読音を審査決定すべきである」(60) と言い，「漢字音」を焦点化していることが分かる。

つまり，両者の主眼の在処(ありか)は異なっており，その差異は「国語」をめぐる認識の違いに由来していると考えられる。王照は現にある通行力の強い，大多数の地域の人間に話されている自然な言語によって言語の統一を図ろうとしている。それに対して呉稚暉は，現に「完全な読音」すなわち「国音」の役割を果たす言語が存在しない以上，まず読音を決めることによって国音の統一を目指している。

さらに，両者の違いは「国語」教育と「国語」そのものをめぐる認識の違いに起因している。すなわち，「国語」教育をこれまでの漢文教育と並行するものとするか，それとも漢文教育を統括する新しい教育システムとするかということである。また，「国語」を個々人がものを考え，表現するときの唯一の道具としなければならないという，国語の本来の理念をどの程度取り入れて考えているかということである。

5. 京話か読音か

「各国の文字は簡単だが，同じ国のすべての人々には通じる。言語と文字が一致し，字母が簡単で便利だからである。そのため，極めて愚かな子供でも，ことばを話せる年は文に通じる年となるのだ」(61) という記述から分かるように，王照は多くの清末の切音字運動家と同様，民衆の識字率の低さに注目し，全体的な知的水準を向上させるために，民衆のことばに最も近い白話から教育を始めることを主張しており，その出発点は言文一致であった。

しかし，王照の言う「白話教育」はあくまで民衆向けのものであり，伝統的な士大夫の漢文教育を否定してはいない。例えば「読書をする力のある者は依然として 10 年かけて漢文を読んだほうが良い。この便利な方法（官話合声字母による識字の方法）によって漢文を軽視してはいけない。漢文と俗話（白話）はそれぞれ短所と長所がある，但し我が国の古い書物は永遠に廃止すべきではない」(62)，あるいは「今，私が個人的にこの字母を作ったのは，字を知らない北方の人のためであり，俗用に便を図るためであって，書を読んだり，文を綴ったりするためではない」(63) などといった発言からもからも分かるように，王照は士大夫への教育（高等教育）と民衆への教育（社会教育）を分けている。つまり，彼は両者を別のものとして構想している。注音字母は「白話教育」のためのものであって，学術と

いった専門教育の所轄ではなく社会教育の所轄にしなければならないという彼の主張もここに由来する。そのためか，彼は社会教育としての官話教育と，中・高等教育を含めた全教育課程とを全く別のものとして考えている。

また，一貫して王照の官話合声字母を支持した労乃宣（ろうだいせん）（1843-1921）は，「簡字（「合声簡字」，王照の官話合声字母を労が南方音向けに改良した，簡略化した表音文字）は日常の浅薄な用に使われるだけであって，精密で深い意味のものはやはり漢文を使わなければならない。簡字と漢文は並行して使っても矛盾しない。漢文を少しでも妨害することは断じてない」[(64)]と言い，「簡字」が漢字を妨害しないことや，二本立ての教育方針を前提とし，「簡字」と漢字の併用を目指している姿勢がうかがえる。

無論これらの記述は，自らの表音文字を公式に認めさせるために，「白話教育」を目的に掲げて，漢字廃止を図ろうとしているという疑いを避けようとする戦略的な発言である可能性もある。だが，「白話教育」をあくまでも「社会教育司」に限定しようとすることにも示唆されているように，少なくとも読音会の時点では，王照が教育全体に使われる「国語」というものを考えていなかったことは確かだろう。

王照の「官話合声字母」の普及に大きな力を入れた袁世凱は，1914年1月に『教育綱要』を発布し，一元的な学校システムをドイツのような二元的な学校システムに変更させ，初等小学校を二種類に分けた。一つは国民小校と言い，義務教育のための学校である。もう一つは予備小校と言い，進学を希望する人のために設立される学校である[(65)]。

陳学恂（1913-91）によれば，袁世凱が二本立ての教育システムを作ろうとしていたことは，おそらく強い貴族意識に起因している[(66)]。当時の小学校教育で，識字のみを求めた平民の子供と，さらに勉学に進もうとする士大夫の子供が同じ教育を受けるのは，情においても適わず，実際の教育においてもまた障害が多かった，と陳は分析している。これらのことからもうかがえるように，王照とその周辺の人たちは，「国語」教育を，個々人の平等を保証する普通教育として考えていたのではなく，あくまでもこれまでの漢文教育と並行するものとして捉えていた。その意味において，王照とその周辺の人たちは，教育の一元的統合を「国語」（白話）教育の射程に入れていないのである。

一方，呉稚暉の着眼点は官音，即ち漢字の音にある。彼は読音について「逐字に審査決定し，全ての字は古今南北の異なる発音から一つを選択し，法定という形で公認する。これは国有の音である」[(67)]と考えている。つまり彼にとって，国音というのはある特定の地域の言語に偏らず，古今南北という時間・空間を統合できる音であり，しかも国家が公認したという強制力を持つものである。したがって，漢字を前提とする国音統一を国語統一の第一歩として目指している。

呉は，「我が国が漢字の代わりになる音字（表音文字）を創製しようということであれば，確かに余裕を持ち時間をかけて相談する必要があるということはまだ分かる。ただ学校における読音の統一と，皆に通じる伝声字（注音字母）の需要は切迫しており，待つことはも

うできない」[68]と述べている。呉は，学校教育で使われる国音を統一するために急いで注音字母を作る必要があると考えていたため，漢字音の統一を最初の段階として実現し，それに基づいて新しく形成されるべき国語にふさわしい文字を創造してゆくという構想を持っていたのだ。

彼は「わが国は，将来，統一した注音字母によって統一した国音を生みだす」[69]と言い，その上で，「国音が国語を生み出す」[70]としている。それは，呉が学校教育のなかに官話教育を取り込むことに反対している次の主張からもうかがえる。呉は，「北方語（北京語）を官話とすることは，文字が本来すでに統一されており，読音のみが異なる点を問わないことだ」[71]と言い，北方語を官話にすることは本来の文字面の統一を無視してしまっていることになるとしている。

つまり呉は，当時の中国の国語に当たる共通のことばは，少なくとも口語レベルではまだ存在しないが，文章レベルで言えばすでに共通の規範ができていると考えていた。読音を手掛かりにしてそうした共通部分を取り出し，規範化すればよいはずなのに，入声や濁音が失われた，不完全な北方語を国語の基準としてしまうことで，本来ある統一性が台無しになってしまうというわけだ。

また呉は，「どの地方にも土俗的かつ閉鎖的な音があり，雅正に障害を及ぼす。もし地域に限定して音を採用すると，卑俗でその地域においてしか通じない人里離れた田舎の音も連帯して取り上げられることになる。その採用の誤りは，実は将来の語文合一（言文一致）の欠点になる」[72]としている。この引用文中の「将来の語文合一」などのことばにも示唆されているように，呉稚暉の国語構想には，将来的には中国でも言文一致の共通のことばができてゆくだろうという予想が含まれている。しかし，その言文一致というのは，あくまで国語統一という枠組みのなかで捉えられていることに注目すべきだろう。

> いつの日か学校で，統一された注音字母によって統一された国語を表記したり，読んだりすることが本当にできるとすれば，その結果，8年，10年の時間を経て次第に慣れ，全国の人が全て国音を文に近い談話として，自然にある種のどこでも通じる官話が形成されるだろう。国語統一の期待は人為的な介入を待たず自然に実現するものだ。互いの意思疎通が読音によってしかはかれない以上は，ことばつかいを文に近づけるよう各自が特に留意すればするほど，互いの理解も次第に得やすくなることが期待できる。そうすると，ねずみのことを「鼠」と言うようになり，北の人は「耗子」と言わず，南の人は「老蟲」と言わなくなる。医者のことを「医生」と言うようになり，北の人は「大夫」と言わず，南の人は「郎中」と言わないようになる。マッチのことを「火柴」と言うようになり，北の人は「洋取燈」と言わず，南の人は「洋煤頭」と言わなくなる。このように言語の改良を促すと同時に言文一致の効果を収めることができる。[73]

ここでは，呉の国語に対するイメージがはっきりしている。将来的には言文一致の共通のことば，ヨーロッパや日本で見たようなものが，中国でもできていくだろうという。そのためには言語の改良が必要である。ただ，彼の主張は，そこにいくまでのプロセスとしていま何をやるべきかという段階論であり，彼は案外現実的に考えている。まず，学校教育を通して，最初は文章を読むようなやり方でお互いに話を通じさせているうちに，話しことばの方が次第に文章に近づいていくし，文章のなかにも徐々に話しことばが生まれてくる。一定期間にわたりそういったプロセスを踏めば，共通のことばができる。そうした言語改良のなかで，南の人も北の人も，両方苦労して，新しい「雅正」の国語ができていくだろう。それを統一されたことばと言う。

注目すべきなのは，呉の国語改良が音だけではなく，上述のような，「鼠」や「医者」のような語彙の問題をも含んでいることである。呉は国語教育を通して，ある地域の言語に偏らず全国に通用するような，そして学問を語れるような，王照の言う「俗話」（白話）よりも高級なことばの普及を目指している。換言すれば，彼は国語の基盤の上に教育全体を行うのだと考えている。しかも，上記の朱希祖の主張からも示唆されるように，このような国語は普通教育と専門教育の一貫性を保証するようなものでなければならない。だからこそ，北京官話のような民衆の話しことばに非常に近い鄙俗なことばだけでは教育全部を覆い切れない。逆に，より文章語に近い国語観を持たざるをえないのである[(74)]。

つまり，呉稚暉の「国語」観は一種国語形成のためのプログラムを備えている。注音字母を作って，それを漢字と並行して使用していく。国音を表記する注音字母のほかに，方言音を表記する閏音（じゅんおん）字母を創作し，両者の対照表や国音辞典を作り，国音を推進していく。しかもそれは音を標準化するだけではなく，新しい国語がそれによってできていく。呉は新しい国語の創出という方向のなかでこの問題を考えている。その意味において，呉と王の違いは「言文一致」に基づく「白話教育」の理念と，国語改良及び国語統一を念頭に置いた漢字教育の理念との違いによるところが大きい。

6. 理想の国語

ここでは，読音会にあらわれた，国語の基準を「北京語」にするのが適切かどうかという問題について考察したい。読音会関係者の国語に関わる諸議論を細かく読んでいくと，そこにはある種の共通性があることに容易に気づく。すなわち，方言音を非常に重視していることである。そこには確かに地方感情というものがあるが，それだけではない。むしろ，ある種の平等主義的な観点から国語問題を考えようとしているのである。

呉稚暉の「国語」観もその典型的な例である。その特徴は，平等な立場から国語を作ろうとしていることである。呉は王照の官話読本（『官話合声字母』）について批判する際に，

「これは大夫，耗子などの北の土俗典故（方言でしか使わない語彙）を強引に南の人に習わせるものにすぎない。むしろ，互いにその土俗典故を諦め，文字によって書かれた語を話し，字典に付注される音で読めば，ことさらに官話などと言わなくともよい」(75) と言っている。

つまり呉は，国語というものはこれから作っていくものであるのだから，南の人も北の人もがそれぞれ苦労しながら新しく作っていけばよい，それが平等だというふうに考えている。それを南北対立と言えば，南北対立かもしれない。しかし，それは南が損するから嫌だという単純な理由による対立ではない。呉にはそのようにして新しく作られていく国語のイメージがある。ここにも王照との違いがある。

つまり，現にある北京官話を国語の基礎に据える王照と異なり，呉は北京官話も他の地域のことばと同様に，土語などが混ざっており，国語としては不適切だと考えている。それよりも，どの地域のことばにも偏らず，誰しもが平等にアクセスできるような国語を構想しているのである。言い換えれば，呉は公平性の問題を考えているからこそ，ただ単に現にある権力のことばを持ってくればよいという風にならないわけである。

読音会で決めた注音字母に，銭玄同（1887-1939）が不満を示した理由も同様であった。

> 注音字母を創製したのは，実際に全国の公有の国音を定めようとするからであった。会議の結果は，北方音に偏りすぎた。私が北方音に不満を持つのは，古いものではないからということでもなければ，全国の音を備えていないからということでもない。国語を制定するからには，一つの原則が必要だと思うからである。すなわち国音から取り除くべきものは，奇異な音，少数の人しか発音できない音（捲舌音（まきじた））であり，取り入れるべきなのは平易な音（濁音，入声），ごく少数の人を除けば，大多数の人が必ず発音できるものであり，その場合にはごく少数者を大多数に従わせるということになる。(76)

また，銭玄同は別の論文で，「官音と京音（北京音）は大同小異のものだ。北方音を主とするのは，全く理由がないわけではないが，国定の注音字母である以上，ある特定の地方の音を標準にしてはならない」(77) としている。

つまり，銭玄同も北方音が将来的に国語の大枠になることを認めながらも，それが国定の注音字母である以上，特定の地域のことばによる国語の音の標準化は許さないとしている。銭の考え方は，呉の指摘と同様に，語彙・音韻・語法を含めて京音と方言の違いの大きさを全く無視して，北京官話を標準に決めてしまうこと，つまり標準化の暴力性に対する批判である。

また，蔡元培も同じような趣旨で，北京語を国語の基準にすることに反対している。

> どの言語を国語にするべきだろうか。それについて，北京語にするという主張があ

る。しかし，北京には数多くの土語が含まれており，大多数の地域で通じるものではない。（中略）現在，どの地域のことばが確かに大多数を占めると指摘できる方言比較表を，我々はまだ持っていない以上，どの地域のことばを国語にするかを独断で決めることはできない。標準の地域を決めることは，最も争いを招きやすい。例えば，北京は現に首都であり，地域の広さで論じても，比較的な大きな勢力を占めている。しかし，首都のことばであっても必ずしも国語の資格を持つとは言えない。やはり，呉稚暉先生の言う「文に近い語」を基準にしたほうがより妥当である。現在通用している白話文はその一種である。(78)

杜亜泉も，次のように記す。

筆者（杜亜泉）の思うに，読音を統一するために字母を設定するとすれば，その字母の音は，必ず全国の人が全て読めるものでなければならない。故に，必ず全国全てにある音を基準とする。もしある音がある地域に無いとすれば，その音を発音するように強いることは，勢いとして不可能である。(79)

また，王照と同じく直隷出身の馬体乾（生歿年不明）も，「国音の普及は，強制的な行為に当たる故に，必ず諸法令の力を借りる必要がある」と言いながらも，「もしも国音を複雑なものにし，法令をもって強制的に実施させようとすると，天下の人はかえって国音を敵視する。私の意見としては，全国の公有の音を国音とし，各地域の特有の音を方音として定める」と，国音の普及は強制的な行為だと指摘しながら，国音を全国の「公有の音」だとしている。(80)

無論，これらの論者たちの言う国音の具体像は必ずしも全く同様なものではない。重要なのは，「国定」「公有」ということばが議論のなかで頻繁に使われているように，国語というものは全国を統括できるような公平なものでなければならないという認識が，観念的なレベルにおいて共通していることである。その意味において，国語をめぐる議論は言語内部の問題というよりは，個々人が「国語」にアクセスする権利の平等化をどのような形で考えるかという問題であり，近代教育体制をはじめとする近代国家の理想像の問題と関わっていると言ってよいだろう。

1920年代になっても，教育部が公布した『国音字典』の訓令において，「（前略）蓋し，語音の統一の要点は全ての人が皆この公共の国音を発することができるということにあり，ただことばが通じ，意味が分かり（通詞達意），互いにコミュニケーションが取れればよい（彼此共喩）。発音を全く同じにすることは，物事の理においても無理があり，実用上においても必要がないのだ」(81)と，厳格な標準化を行うのではなく，国語の標準化を国民のコミュニケーションの道具としての用途に限定している。

そこには，標準化によってもたらされた同一性の強要という暴力性を相対化できる可能性が潜んでいるとも言えよう。つまり，明確に意識しているか否かという問題はともかく，平等主義・民主主義的な観点から国語問題を考えるこれらの議論には，国語の標準化によって方言が排除されてしまうという暴力性をなるべく避けたいという欲求があった。その意味において，そうした思想的な課題は1916年に設立された「国語研究会」の主要メンバーである黎錦熙の「国語不統一」思想に受け継がれたと言ってもよい。

> いわゆる“不統一な国語”とは何か。国語の統一は，各地の方言を絶滅させることではない。と言うのは，方言は事実上絶滅できず，歴史的ないきさつを持ち，しかも文芸学術においても大きな価値があるからである。（中略）いわゆる国語とは全国の人民が意思疎通するための公有の言語であり，全ての人が話せるものだが，全ての人が必ず話さなければならないというものでもない。（中略）国語とは一種の標準的方言にすぎない。千差万別の非標準方言は依然として独立してよく，自由に発展してよい。(82)

ここで，もう一つ注目すべきなのは，北京音による音の標準化に反対する人の「国語」観は，往々にして国語による国民の意思疎通という効用に着目していることである。上記の引用のなかにも，「ことばが通じ，意味が分かり，互いにコミュニケーションが取れればよい」と述べられている。呉稚暉も，国語を「国音に基づき，文に近い雅語を話して，全国のコミュニケーションの媒介となる」(83) ものと定義している。

そこには国語をコミュニケーションの道具にするという言語道具論的イメージが確かにある。だがその反面，国語の標準化を厳密にしない，いわゆる藍青（らんせい）官話 (84) のようなものを国語の基礎にしたいという考え方も存在している。呉は，「通用性について言えば，今ある南腔北調 (85)，大多数の人に通じる音が最も妥当だ」としている。その特徴については，「其の声調が穏やかで，語も典則に近い」(86) とし，これが雅正の根拠なのだとしている。

このようなリンガ・フランカ的なものを媒介として国語を形成させていく考え方は，後の瞿秋白の国語思想には非常に明確であるが (87)，呉の思想にもすでに存在している。それはやはり方言地区の独立性が非常に強いという中国の条件を踏まえた上で，そのなかで統合された国語をどのようにして作っていくかという問いから生まれたものだろう。

つまり，国語を既存の実体的なものとして考えるのではなく，方言の上にあるリンガ・フランカのようなものと捉え，やがてそれが方言を吸収して，国語になっていくだろうとする理念型の「国語」観がある。それは，標準化の暴力性に対する批判的な視点を確保するという意味では非常に重要な考え方であろう。

だが，このような理念は両面性を持っている。それはつまり，今どこにも存在しない言語を国語として構想しているがために，実際の言語的実体から離れた，理念だけのものになりかねないということである。実際に，人工的に音を決めたために，教育現場の国語教

育は大きな混乱にさらされることになった。事実，読音会で決めた国音は，その後の国京論争 (88) を通り抜けて，北京官話を国語の基準とする王照の路線に切り替えられたのである。

ここでは，簡単にまとめたい。本論文は王照と呉稚暉に代表される二つの「国語」観を手がかりにして，清末から民初のなかで反復・再演された国語にかかわる二つの思想的な脈絡を追究した。王照に代表される「国語」観は「白話教育」から出発し，現にある最も通行力の強い北京語を国語の基準としている。これは実際に近代的な国語が作られていく時，音の標準化という側面で考えれば，方向性としてはそれが正しい。だが，国語教育を「白話教育」として，士大夫の漢文教育と区別している点では，一貫した教育全般の枠内で行われるべき近代的な国語教育の本来の姿を見逃した。

一方，呉稚暉に代表される「国語」観は北京語を中国の一方言にすぎないとする。彼らは中国における各地の方言が異なり，国語にあたる言語がない以上，古今南北の漢字の読音を参考にして国音を審査決定し，言語改良を経て国語が形成されるのを待つべきだと考え，教育機会の平等性という観点から，教育の一貫性を確保できる国語を求めている。また平等主義という観点から，国語はすべての国民の意思疎通の道具であり，特定の地域の言語に偏在せず，個々人が平等にアクセスできねばならないとしている。そのため，言語の実体から離れ，どこにもない存在しない理想上の言語を作ろうとすることになる。これは音の標準化という側面においては間違っているが，近代的国語の理念形成には一歩近づいている。

実際，この二つの「国語」観は，近代中国が国語制度を作るにあたって直面した二つの側面を反映している。一つは，現にある，話されている「生きた」ことばを基準にして音の標準化を行うことである。もう一つは，国語が全国のすべての人々が意思疎通のための共通語，社会参加のための道具であり，一貫した近代的教育システムはその前提条件であるとする理念を形成することである。

終わりに

読音会で大きな論争が起こったのは，当時の中国の言語文化の特殊性がそこに反映されたためである。すなわち，漢字によって作られてきた文化的な統一性という知識人特有の経験的な事実 (89) と，各地の方言の差が非常に大きいことに象徴される地方の多様性と独立性という歴史的な経験との矛盾である。

その意味において，読音会で議論されたことは，必ずしも言語そのものの問題だけではなく，「中華民国」という新しい国家において，個々人が独立・平等な立場で教育を受け，社会の形成に参与するといった課題をどう捉えるべきかという言語外の問題にも関わっている。さらに言えば，国語を含め，統合された国家としての中国をどう考えるかについて

の思想的差異が，京音か国音か，方言音をどう扱うかといった問題としてあらわれたのである。

また，読音会の最も大きな成果の一つは注音字母の誕生だった。それは王照の官話合声字母でもなければ，呉稚暉の豆芽字母でもない。それは，章炳麟 (90) の制定した最初の記音字母 (91) に修正を加えたものである。それを正式な字母として昇格させることに大きく貢献したのは，章炳麟が東京で『説文解字』（後漢・許慎撰）を教えた学生たち（朱希祖，馬裕藻，許壽裳，銭稲孫，魯迅）(92) だった。

読音会後，これらの人物は北京の学術世界において大きな声望を得た。1913 年，同じく章炳麟の学生だった銭玄同や沈兼士（1887-1947）も北京大学の陣営に加わり，その後の国語運動に大きな影響を与えた。そうしたことを考え合わせると，読音会において章派の勢力は決して小さくなかったはずだった。いや，むしろ，章派の勢力は最初から隠然として存在していたとも想像できる (93)。そうしたことを考え合わせると，読音会には王照に代表されるグループ，呉稚暉に代表されるグループのほかに，五四運動まで繋がる勢力が第三のグループとして存在していたと考えたほうがよいかもしれない。

つまり，読音会は王照派と呉稚暉派のそれまでの運動の総決算であって，それは第三のグループに受け継がれていた。第三のグループが読音会の決定をどのように受け継ぎ，行政のなかに実現しようとしていたのかという問題の解明は，今後の課題としたい。

［**註**］

＊ 論文中の固有名詞や文書名等の漢字は，原則として通行の新字体に統一した。
＊ 中国語原文からの引用の訳文は引用者による。
＊ 本文の引用文中の小字の丸括弧内，註の引用文中の亀甲括弧〔 〕内は引用者による補足説明，註の引用文中の丸括弧内は原文自体の補足説明である。

(1) 「注音字母」とは，読音統一会で定められた漢字音（標準読音＝国音。註 2 参照）を表記するための表音記号を言う。これは章炳麟（1869-1936）が制定したものに若干の修正を加えた字母である。読音統一会では，国音を表記する字母について，漢字筆画派，符号派，ローマ字派といった人々により多数の案が提出され，意見がまとまらなかった。会員の朱希祖（1879-1944），馬裕藻（1878-1945），許壽裳（1883-1948），魯迅（1881-1936）らの提案によって，この会議で臨時に使用されていた暫定的な字母（記音字母）が採用され「注音字母」と名付けられた。読音統一会の開催後に第二革命が起こったため，注音字母はすぐには公布されず，5 年の歳月を経た 1918 年に中華民国の教育部（本文第 2 節で後出）から正式に公布された。

(2) 「国音」とは読音統一会で決められた漢字の標準読音を指す。1919 年 9 月に教育部読音統一会編纂／教育部国語統一籌備会校訂『国音字典』（上海：商務印書館）の刊行によって公表されたが，教育部が正式に公布するのは，1920 年 12 月であった。しかし，全国規模で普及するには至らな

かった。のちの 1932 年 5 月に教育部が『国音常用字彙』を刊行し，北京音を国語の標準音と決めたことによって，いわゆる「新国音」が誕生した。それ以降は読音会で決められた国音を「旧国音」と呼ぶようになった。

(3) 清末の表音文字運動は「切音字運動」とも呼ばれる。黎錦煕（1890-1978）はそれを，切音字運動と簡字運動という二つの段階に区分した（同『国語運動史綱』上海：商務印書館，1934 年 12 月，86 頁。ただし，北京商務印書館の 2011 年 5 月の版本による）。本稿では，以下の諸文献の整理に従い，1892 年に廈門で出版された盧戇章（ろこうしょう）の『一目了然初階』から 1911 年の辛亥革命までの期間の切音字・簡字運動を表音文字運動とする。

・倪海曙『中国拼音文字運動史 簡編』上海：時代書報出版社，1948 年 6 月。

・同『清末漢語拼音運動編年史 ―― 切音字運動』上海：上海人民出版社，1959 年 3 月，1 頁。

・大原信一『近代中国のことばと文字』東京：東方書店，1994 年 11 月，5 頁。

・王東杰「“声入心通” ―― 清末切音運動和“国語統一”思潮的糾結」『近代史研究』第 5 期，2010 年 9 月，83 頁。

(4) 1930 年教育部は「社会一般の疑惑を解き，政府が〔注音符号を〕積極的に推進することができるように」（黎錦煕，前掲書，247 頁），「注音字母」を「注音符号」に改称した。

(5) 王照は河北寧河の出身。漢語の表音文字化運動に重要な役割を果たした人物である。1898 年に康有為（1858-1927）と梁啓超（1873-1929）の政治改革に参加したが，同年の戊戌（ぼじゅつ）政変で日本に亡命した。1900 年に義和団の乱を機に密かに帰国。その後，厳修（1860-1929）や袁世凱（1859-1916）の協力を得て，自らの創製した「官話合声字母」という表音文字を中国全土に広く普及させた。

(6) 呉稚暉は江蘇省無錫の人。国民党元老としてその名が知られている。1895 年に「豆芽字母」という表音文字を作ったと言われる。1901 年に日本に留学したが，その後パリでアナキズムを宣伝。1908 年には，漢字を廃止し，エスペラントに切り替えようと主張したが，翌年，章炳麟が反駁し，2 人の間で激しい論争が起こった。辛亥革命の直後に帰国し，民国政府の国語政策に多大な影響を与えた。

(7) 以下に書誌情報を列記する。

・呉稚暉「三十五年来中国之音符運動」，荘兪・賀聖鼐編輯『最近中国三十五年之中国教育』下，上海：商務印書館，1931 年 9 月，25-60 頁。

・黎錦煕『国語運動史綱』（前出）。

・羅常培『国音字母演進史』上海：商務印書館，1934 年 9 月。

・陳望道「中国拼音文字的演進 ―― 明末以来中国語文的新潮」，同『陳望道語言学論文集』北京：商務印書館，2009 年 8 月，532-539 頁。同書によれば，初出は『文芸新潮』第 2 巻第 2 号，1939 年 11 月（引用者未見）。

・倪海曙『清末漢語拼音運動編年史 ―― 切音字運動』（前出）。

(8) この種の研究は非常に多くて枚挙に暇がなく，ここでは典型的なものを取り上げる。

・王風「晩清拼音化運動与白話文運動催発的国語思潮」，同『世運推移与文章興替 ―― 中国近代文学論集』北京：北京大学出版社，2015 年 1 月，188-209 頁。

・同「文学革命与国語運動之関係」，前掲書，210-230 頁。

・呉暁峰『国語運動与文学革命』北京：中央編訳出版社，2008 年 12 月。

・劉進才『語言運動与中国現代文学』北京：中華書局，2007年8月。

(9) 書誌情報は以下の通り。

・倉石武四郎『漢字の運命』岩波新書，東京：岩波書店，1952年4月。

・武田雅哉『蒼頡たちの宴 ―― 漢字神話とユートピア』東京：筑摩書房，1994年8月。

・大原信一『近代中国のことばと文字』(前出)。

・藤井（宮西）久美子『近現代中国における言語政策 ―― 文字改革を中心に』東京：三元社，2003年2月。

(10) 村田雄二郎「「文白」の彼方に ―― 近代中国における国語問題」『思想』第853号，1995年7月，4-34頁。同「五四時期の国語統一論争 ――「白話」から「国語」へ」，小谷一郎・佐治俊彦・丸山昇編『転形期における中国の知識人』東京：汲古書院，1999年1月，3-39頁。

(11) 王東杰「“代表全国” ―― 20世紀上半葉的国語標準論争」『近代史研究』第6期，2014年6月，77-100頁。

(12) 平田昌司『文化制度和漢語史』北京：北京大学出版社，2016年8月。

(13) 読音会について批判的に捉えたものとして次のような記述がある。

杜亜泉（1873-1933）は，当時の会議の情況が，「多くは政治や法律を議定する一般的方法を基準としていて，研究学術の性質にはやや不適切であった」とやや批判的な口調で読音会を捉えている。傖父（杜亜泉）「論国音字母」『東方雑誌』第5期，1916年5月，1頁。

王力（1900-86）は，「注音字母を創製する際に，大部分では北平音〔北京音〕に依拠しながらも，南音〔南方の音声。南方音〕を採用する部分もまだ存在している。例えば入声（にっしょう）を保存したことや，見系の撮口呼と精系の撮口呼の区別を残したことなどがそれにあたる。後に皆はこの種の人工に近い言語より，ある特定の地方の活きた言語のほうが推進しやすいと考え，そこで教育部は民国21年〔1932年〕に『国音常用字彙』を公布し，北平音を標準と指定したわけである」と述べ，読音会の決めた音が南音と北音〔北京を含めた北方の音声〕が混合した，人工的に作った言語であるとして批判している。王力『中国音韻学』下，民国叢書第2編 53（語言・文字類），上海：上海書店，1990年12月，254-255頁。「見系」「精系」「撮口呼」については補注を参照。

趙元任（1892-1982）は「国音はどの教員の郷音（きょうおん）〔生まれ育ったところの発音〕でもありえないのだ」と言い，「この30年間，4億，5億もしくは6億の人のために定められた国語は，ただ私一人にしか話されていない」と指摘している。さらに趙は，「当時私がハーヴァード大学で教えていたのもこの音であって，（中略）誰にも話されていない言語を教えるのは総じて難しいことだ」と，教育現場で読音会によって決められた国音を教えることの困難さを述べている。趙元任／葉蜚声（訳）・伍鉄平（校）「什麽是正確的漢語」，同『趙元任語言学論文選』北京：商務印書館，2002年1月，843頁。原文はChao Yuen Ren,“What Is Correct Chinese？”*Journal of the American Oriental Society*, Vol. 81, No. 3, Aug.-Sept. 1961, p. 175.

以上，取り上げてきた論調は読音会に対する従来の評価の典型的な例である。いずれも中国の国語運動史上において極めて著名な学者による評価で，その影響力が大きかった。その意味において，読音会の評価を定着させたものだと言ってよいだろう。

(14) 王爾敏「中国近代知識普及化之自覚及国語運動」，同『近代文化生態及其変遷』南昌：百花洲文芸出版社，2002年5月，330頁。

(15) 崔明海「制定「国音」嘗試 —— 1913年的読音統一会」『歴史檔案』第4期, 2012年11月, 111-115頁。
(16) 呉錦娟『民初読音統一会与注音字母』中山大学大学院中国近代史専攻修士論文, 2013年6月。
(17) 「注音字母」の音韻的特徴については,
・葉宝奎「民初国音的回顧与反思」『廈門大学学報』哲学社会科学版, 第5期, 2007年9月, 44-50頁。
に詳しい。そのほかにも,
・松永正義『台湾を考えるむずかしさ』東京：研文出版, 2008年7月。
・同『台湾文学のおもしろさ』東京：研文出版, 2006年6月。
・丁伊勇「銭玄同の漢字廃止論から中国の文字改革を考える —— その真意と文字改革の真の目的」『一橋論叢』第113巻2号, 1995年2月, 237-259頁。
といった論考がある。これらの論考は読音会を主題として論じているわけではないが, 本稿に大きな示唆を与えたものであるので, 特筆しておく。
(18) 当時の教育司の人員配置は多賀秋五郎『中国近代教育史資料』民国編・上, 50頁による。
(19) 朱有瓛・戚名琇・銭曼倩・霍益萍編『教育行政機構及教育団体』上海：上海教育出版社, 2007年4月, 107頁。
(20) 学部は教育部の前身である。清朝が近代的教育行政制度を確立するために, 1905年に設立した, 日本の文部省をモデルにした中央教育行政機関である。
(21) 朱有瓛・戚名琇・銭曼倩・霍益萍編, 前掲書, 107頁。
(22) 小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』東京：汲古書院, 2002年12月, 22頁。
(23) 陳志科「蔡元培的児童教育思想」（蔡元培研究会編『論蔡元培 —— 紀念蔡元培誕辰一百二十周年学術討論会文集』北京：旅游教育出版社, 1989年4月, 124-136頁）の131-133頁によれば, 蔡元培は児童教育に関心を持ち, 小学校教育が基本であり, よい小学校がなければよい中学校教育, 大学教育などはありえないと主張していたという。つまり, 蔡の教育構想の基本は国民教育の充実であり, 小学校教育を基底として下から積み上げていくものであった。
(24) 多賀秋五郎, 前掲書, 51-52頁。
(25) 蔡元培「蔡元培在全国臨時教育会議上開会詞」（1912年7月10日）,『中華民国史檔案資料彙編第3輯・教育』南京：鳳凰出版社（前身は江蘇古籍出版社）, 1991年6月, 629頁。初出は『民立報』1912年7月21日（この初出情報は高平叔編『蔡元培全集』第2巻, 北京：中華書局, 1984年9月, 266頁による。引用者は未見）。
(26) 臨時教育会議では学校体系を初等小学校（4年）, 高等小学校（3年）, 中学校（4年）, 大学予科（3年）, 大学本科法・医学（3年）, その他（3年）としている。多賀秋五郎, 前掲書, 57頁。
(27) 「切音字母」は「切音字」あるいは「切音新字」とも呼ばれる, 漢字の音を表記するための表音文字を指す。清末に提案された文字改革案のなかでよく使われた用語である。そのほかに,「新字」「快字」「合声字」「簡字」「拼音字」「音標字」「通字」などの用語もある。原案は「採用注音字母案」という名称であったが, 議決によって「採用切音字母案」と改称された。「臨時教育会議日記中之議案」『歴界教育会議議決案彙編』上海：上海教育編訳館, 1935年4月, 19頁。ただし, 1936年2月刊の再版本によった。

(28)　この案は誰によって提出されたか不明なところが多い。呉稚暉を執筆者とする研究もある（閻登科「民初中央教育行政對文化事業的推動」『南陽世芳学院学報』社会科学版，第 7 期，2016 年 6 月，60 頁）。呉稚暉が執筆した「読音統一会進行程序」でも，読音会の命名の理由の正当性を裏付けるものとしてその案の第 2 条に言及していることから，呉はその案の内容をある程度認めていたと言えるだろう。呉稚暉「読音統一会進行程序（未完）」『教育雑誌』第 11 期，1913 年 2 月，63 頁。

(29)「読音統一会章程」（教育部部令第 27 号）の第 5 条，『通俗教育研究録』第 5 期，1912 年 11 月，36 頁。また，呉稚暉が籌備会主任に任命したことや，「読音統一章程」を公布した日付は，詹偉『呉稚暉与国語運動』（台北：文史哲出版社，1992 年 4 月）75 頁と呉錦娟前掲論文，35 頁による。

(30)　ここでの小学とは，経学（四書・五経などの経書を研究する学問）の一分科としての，漢字についての研究分野およびその関係文献を指す。木下鉄矢（1950-2013）によれば，その学的体制としては，「各漢字に起こされる音節（字音）を分析する音韻学，その音節が言語単位として想起させる意味（字義）を究明する訓詁学，各漢字の姿（字形）を一つの図像として研究する文字学に大別」（尾崎雄二郎・竺沙雅章（ちくさまさあき）・戸川芳郎編集代表『中国文化史大事典』東京：大修館書店，2013 年 5 月，570 頁）される。

(31)「読音統一会章程」の第 3，4 条，35-36 頁。黎錦熙，前掲書，122 頁。

(32)　黎錦熙，前掲書，124-127 頁。

(33)　呉稚暉「読音統一会進行程序（未完）」63 頁。

(34)　王照「書摘録官話字母原書各篇後」，同『小航文存』（沈雲龍編，近代中国史料叢刊第 27 輯），台北：文海出版社，1968 年 11 月，114 頁。『小航文存』4 冊（東京大学東洋文化研究所所蔵）の初刊は「庚午仲夏」すなわち 1930 年 5/6 月，刊行地・出版社名は不記。「書摘録官話字母原書各篇後」の初出は未詳。

(35)　同上，113-114 頁。

(36) 1902 年 5 月，袁世凱が直隷省の省城保定に設立した省レベルの教育行政機関である。阿部洋（1931 年生）によれば，直隷学校司には大学堂および各種専門学堂の関係事務を担当する専門教育処，小学堂・中学堂・師範学堂の業務を担当する普通教育処，教科書・参考図書などの翻訳刊行に関する業務を担当する編訳処が設置されていた。阿部洋『中国近代学校史研究 —— 清末における近代学校制度の成立過程』東京：福村出版，1993 年 2 月，136 頁。

(37)　厳修は当時天津の翰林院編修を務め，王照の官話合声字母を広く普及させることに大きな力を入れた人物である。彼とその周辺の人の手助けを受けたことで，王照は清末の数多くの文字改革運動家のなかで一頭地を抜くことができたと言っても過言ではない。

(38)　王照「書摘録官話字母原書各篇後」115 頁。

(39)　同上，114-115 頁。

(40)　朱希祖『朱希祖日記』上，朱希祖文集，北京：中華書局，2012 年 8 月，99 頁。

(41)　例えば趙元任は，「方言の差異が非常に大きいにもかかわらず，ある字の正しい発音については，皆が共通した見解を持っている」と言い，当時の読書人が漢字音の規範について共通認識を持っていたことを示している。また趙は，「標準的発音の伝統は主として一系列の韻書に依拠し，その最初の韻書は 601 年に陸法言によって書かれた『切韻』である」と述べており，漢字音の規

範が，唐が公認した韻書『切韻』以来の，中国歴代王朝が定めた官製韻書に準拠しているとしている。さらに，自らが漢字の読み書きを学習するために，『康熙字典』をよく使っていたと語っている。趙元任／葉蜚声（訳）・伍鉄平（校）「什麼是正確的漢語」837 頁。Chao Yuen Ren, “What Is Correct Chinese？”p. 171.

(42)　黎錦煕，前掲書，127 頁。

(43)　王照「書摘録官話字母原書各篇後」119-120 頁。黎錦煕，前掲書，128 頁。

(44)　王照「書摘録官話字母原書各篇後」120 頁。黎錦煕，前掲書，128 頁。

(45)　王照「書摘録官話字母原書各篇後」121 頁。黎錦煕，前掲書，128 頁。

(46)　黎錦煕編輯『国語学講義』上，7 頁。

(47)　村田雄二郎「「文白」の彼方――近代中国における国語問題」5 頁。そのほかに，方言の分岐の害を訴える論調は，清末の文字改革運動を促したもう一つの原動力と考えられる。

(48)　この点については，註 11 で前出の王東杰論文（80 頁）も言及している。

(49)　王照『官話合声字母』（北京：文字改革出版社，1957 年 1 月）の内容説明によれば，『官話合声字母』のテキストには次のような版本がある。

① 1900 年冬の天津初版本。

② 1901 年，在東京中国人留学生による翻刻版。

③ 1903 年，北京裱褙胡同官話字母義塾が重刊した改訂本（『重刊官話合声字母序例及関係論説』と改名した）。

④ 1906 年，北京の音官話書報社による翻刻本。

それに対して，倪海曙『清末漢語拼音運動編年史――切音字運動』（83 頁）によれば，本書は 1900 年の冬に天津で脱稿したが，最初に出版されたのは 1901 年の東京留学生によるものであるという。筆者も倪説に賛成する。ただし，1901 の初版本は未見である。1903 年版の最初の頁にも「庚子〔1900〕年の原稿を，辛丑〔1901〕年に日本の東京において印刷した。その後，改定した字があり，今再び刻版印刷した」としている。したがって，初版はやはり上記の 1901 年の版本だと考えたほうが適切だろう。なお，ここでの「新増例言」は上記の 1903 年版（9 頁）に付されている。

本稿では，内容が比較的完全だった④を影印した文字改革出版社版を採用する。また，各版本の内容の違いに留意しながら分析を行う。なお，『小航文存』（前掲書）に収録されている「官話合声字母原序」「摘録官話字母癸卯再版凡例十一條」をも比較する。

(50)　土音とはある地方でしか用いられない特有の発音，また土地の訛りの発音を意味する。中国では，同じ意味を持つ「方言」や「俚語」という用語も存在している。そのような用語ではなく，「土音」ということばを使うことは，その話し手の文化的素養の低さを示し，差別的な価値観で考えられる場合が多い（「中国語の方言」，中国語学研究会『中国語学事典』東京：江南書院，1958 年 1 月，64-73 頁）。ここでは，北京の土着人の特有の，例えば，逮［dǎi］を［dēi］，弄［nòng］を［nòu］とする類の発音を指す。

(51)　王照「摘録官話字母癸卯再版凡例十一條」，同『小航文存』89 頁。原文：「蘇人每藉口曰，京話亦雜土音，不足当官話之用」。この文は，「新増例言」（『官話合声字母』9 頁）の「南人每藉口曰：京話亦雜土音，不足当官話之用」という文を書き換えたものだと考えられる。

(52) 土語とはある地方でしか使われない特有の言葉遣いを意味する。「土話」とも呼ばれる。ここでは，北京の土着人の語彙層を指す。例えば，「遭踐」（浪費する），「膩味」（嫌う）などのような語彙がそれである。『中国語学新辞典』（東京：光生館，1969 年 10 月，179 頁）の「北京官話」の項目を参照した。また，北京語の多層性について，日本人や欧米人の中国語学習の教科書として使われてきた呉啓太（くれけいた）・鄭永邦合著／金国璞改定『官話指南』（東京：文求堂／楊龍太郎，1903 年 5 月）の「凡例」においても，「北京語には二つの種類がある。一つは俗話であり，もう一つは官話である」と言及される。『官話指南』の版本は多様であり，それについては，氷野善寛（ひのよしひろ）「『官話指南』の多様性 ── 中国語教材から国語教材」（『東アジア文化交渉研究』3，2010 年 3 月，237-259 頁）が詳しい。

(53) 王照「摘録官話字母癸卯再版凡例十一條」，同『小航文存』89-90 頁。原文：「殊不知京中市井小有土語，與京中通用之官話自有不同。不得借彼黜此也」。この文は，「新增例言」（『官話合声字母』9 頁）の「殊不知京中市井俗鄙之語，亦吾京中士大夫所不道。無用多慮也」という文を書き換えたものだと考えられる。

(54) わざわざ「蘇人」の批判まで書き加えたことからも，京話＝北京官話という王照の認識は，論争の相手を強く意識して発せられたものであったことが容易にうかがえよう。実際，王照は 1931 年に陳光垚（ちんこうぎょう）（1906-72）宛ての手紙のなかで，「官とは公のことだ。古代でもそのような解釈があったが，南の嫉妬深い人は反庶民的だと誹る」と回憶している。陳光垚「老新党王小航先生」，徐一士『一士談薈』太原：山西古籍出版社，1996 年 9 月，236 頁。初出は陳光垚「老新党王小航先生」『国聞周報』第 29 期，1933 年 7 月，3 頁。

(55) 呉稚暉「書神州日報『東学西漸篇』後」，梁冰絃編『呉稚暉学術論著』上海：上海書店，1925 年 11 月，293 頁，ただし，1929 年 4 月の版本によった。『呉稚暉全集』第 4 巻，北京：九州出版社，2013 年 1 月，66 頁。初出は燃「書神洲日報東学西漸篇後」『新世紀』第 101-103 期，1909 年 6-8 月。引用者は第 101 期に掲載された「書神洲日報東学西漸篇後（未完）」5-11 頁を確認したが，他の 2 期は未見。

(56) 呉稚暉「読音統一会進行程序（未完）」65 頁。

(57) 同上。

(58) 王照『官話合声字母』9 頁。

(59) 呉稚暉「書神州日報『東学西漸篇』後」294 頁。

(60) 呉稚暉「読音統一会進行程序（未完）」65 頁。

(61) 「官話合声字母原序」，王照『官話合声字母』1 頁。原文：「各国文字雖浅，而同国人人通曉。因文言一致，字母簡便。雖極鈍之童，能言之年即為通文之年故」。「官話合声字母原序」（『小航文存』77 頁）では，「世界各国文字，皆本国人人通曉。因其文言一致，拼音簡便。雖極鈍之童，解語之年即為能読文之年」。それぞれの「序」の執筆時期は，前者が「大清光緒二十六年季冬盧中窮士自叙於天津城東寓所」であるのに対して，後者は「庚子季冬盧中窮士自叙於天津城東寓所」である。いずれも 1900 年の冬に書かれたとしているが，これだけでは，どちらが当時出版された原文なのかを判断することはできない。だが，『小航文存』第 1 巻（東京大学東洋文化研究所所蔵）の「官話字母原序」には「光緒辛丑一印於江戸，癸卯後屢印於北京」，すなわち「光緒辛丑（1901 年）初めて江戸（東京）で出版されたが，癸卯（1903 年）の後，度々北京で出版された」という

文が付加されている。その文に従えば，後者は 1901 年版の『官話合声字母』に収録されていた可能性が高い。しかし，引用者所見の 1903 年版と，1906 年版を影印した 1959 年版のいずれも前者のみで，後者は掲載されていなかった。両者の関係については，より厳密な検討が必要だろう。

(62) 「新増例言」，王照『官話合声字母』18 頁。

(63) 「官話合声字母原序」『官話合声字母』7 頁。原文：「今余私製此字母，但為吾北方不識字之人便於俗用，非敢用之於読書臨文」。この文は，王照「官話合声字母原序」（同『小航文存』85 頁）では，「余今私製此字母，純為多数愚稚便於俗用之計，非敢用之於読書臨文」となっている。

(64) 労乃宣「労乃宣進呈簡字譜録摺」，黎錦熙編輯『国語学講義』下，2 頁。1908 年の『甘粛官報』，『北洋法政学報』『北洋官報』『政治官報』などの新聞に掲載されたが，管見の限り，初出は「候補京堂労乃宣奏進呈簡字譜録摺」『申報』（上海）1908 年 8 月 30 日，「第三張第二版」。「第一張」から「第三張」まではそれぞれ表裏 2 面ずつ合計 4 面あり，各面が上下 2 段（「版」すなわち「欄」）から成っているので，「第三張第二版」とは第 9 面下段を意味する。

(65) 陳学恂『中国近代教育史教学参考資料』中，北京：人文教育出版社，1987 年 3 月，165 頁。ただし，1988 年 2 月の版本によった。

(66) 同上。

(67) 呉稚暉「読音統一会進行程序（未完）」65 頁。

(68) 呉稚暉「読音統一会進行程序（未完）」73 頁。

(69) 呉稚暉「読音統一会進行程序（続）」84-85 頁。

(70) 呉稚暉「読音統一会進行程序（未完）」65 頁。

(71) 呉稚暉「書神州日報『東学西漸篇』後」295 頁。

(72) 呉稚暉「読音統一会進行程序（未完）」65 頁。

(73) 呉稚暉「読音統一会進行程序（続）」85-86 頁。「国音」については註 2 参照。

(74) 無論，現在の中国大陸の民族共通語としての普通話の基準からみれば，標準音の基準は間違っているが，北方語彙を基礎語彙とし，語法は近代作家のものを基準にする規定からすると，呉のこうした考え方はかなり先駆的なものだと言ってもよいだろう。

(75) 呉稚暉「書神州日報『東学西漸篇』後」295 頁。

(76) 銭玄同「注音字母」，同『銭玄同文集』1（文学革命），北京：中国人民大学出版社，1999 年 4 月，140 頁。初出は「通信：注音字母 呉敬恆 銭玄同」『新青年』第 4 巻第 3 期，1918 年 3 月，260 頁。

(77) 銭玄同「論注音字母」，同『銭玄同文集』1，79 頁。初出は「論注音字母（続第 1 号）（附表）」『新青年』第 4 巻第 3 期，1918 年 3 月，247 頁。

(78) 蔡元培「在国語講習所演説詞」（1920 年 6 月 13 日），高平叔編『蔡元培全集』3，北京：中華書局，1984 年 9 月，426-427 頁。初出は蔡元培「国語伝習所的演説」『晨報』（北京）第 538 号，1920 年 6 月 25 日，第 7 面。

(79) 傖父（杜亜泉）「論国音字母」『東方雑誌』第 5 期，1916 年 5 月，3 頁。また，杜は 1909 年に言語統一について，「蓋し我が国では，言語が異なっているところは多いが，文章字句（文辞）は同じである。そのため，言語の統一を求めようとするならば，言を以って文に近づけるべきであり，文を以って言に近づけるべきではない」とも述べている。杜亜泉「杜亜泉致某君書」『教

育雑誌』第1巻第9期，1909年10月，62頁。

(80) 馬体乾「談文字」(1908)，文学革命出版社編『清末文字改革文集』(前出)，87頁。初出は未詳。

(81) 「教育部訓令」(1920年12月24日)，教育部読音統一会編纂／教育部国語統一籌備会校訂『校改国音字典』上海：商務印書館，1921年2月，14頁。

(82) 黎錦熙「全国国語運動大会宣言」『国語週刊』第29期，1925年12月，19頁。

(83) 呉稚暉「読音統一会進行程序（未完）」65頁。

(84) ほかの地方の発音が混ざっている官話のことを意味する。北京官話からすれば純粋性を欠いたため，純粋ではないという意味を持つ「藍青」という用語を使ったと思われる。また，それについて，瞿秋白（くしゅうはく）(1899-1935) は「学閥万歳」という文章の註において，「他の地方の発音の入り混ざっている北京語の旧称」と定義している。『瞿秋白文集』文学編第 3 巻，北京：人民文学出版社，1989年，238頁。初出は未詳。

(85) 「南腔北調」とは，語音（発音）が不純であること，南北各地の発音が入り混ざって，統一性を欠く寄せ集めのことばの状態を意味する。清の呉敬梓作『儒林外史』にも登場する成語で，魯迅は自らの随筆集を『南腔北調集』（上海：同文書局，1934年3月）と名付けている。

(86) 呉稚暉「書神州日報『東学西漸篇』後」294頁。

(87) 例えば，瞿秋白は北京語の優勢を認めつつも，「普通話の口音は中立化を原則とする。だいたい長江流域の中部の口音を基礎とすべきである。しかし，この標準にこだわることはできない。普通話の中立性を失うことになるからである。そのため，具体的に言えば，以前のいわゆる「国語」の中の，普通でない北方の口音を除き，細かな区別を取り消す」のがよいと述べ，近代中国の国語の音が北京語に対して「中立的」でなければならないと述べている。「新中国的文字革命」『瞿秋白文集　文学編』3，309 頁。初出は未詳。また，瞿秋白は「羅馬字的中国文還是肉麻字中国文？」という文章において，北京語ではなく，「藍青官話」を概ね普通話の基準にすべきであると述べ，それがたとえ学者や旗人（清朝独特の軍事・行政組織八旗に属した人々の総称）に嘲笑されようと，やがてそのような「南腔北調の普通話」はより広汎に通行するだろうと見据えている。『瞿秋白文集　文学編』3，229 頁。初出は未詳。

瞿秋白がわざわざ「以前のいわゆる」という言い方をしているのは，北京語を，諸方言に君臨する基準方言とする「国語」構想に反対しているからだと考えられる。ここで瞿は，北京語の優勢を認めつつも，国語は北京語を含めて各地域の方言に対して「中立的」でなければならないとしている。また彼は，国語という語には「全国的普通話」「本国的（本民族的）言語」「国定的言語」という三つの意味が含まれていると言い，「全国的普通話」と「本国的（本民族的）言語」とは自然と繋がっているが，自らは「全国的普通話」という意味の国語しか認めず，「国定的言語」は排除すべきだとしている。「鬼門関外的戦争」『乱弾及其他　瞿秋白遺著』上海：霞社校印，1938年5月，142頁。鈴木将久『上海モダニズム』（東京：中国文庫／発売＝東方書店，2012年4月）94頁によれば，この文章は瞿秋白の生前には発表されず，死後『乱弾及其他　瞿秋白遺著』に収録された（141-177頁）。また，『乱弾及其他　瞿秋白遺著』の177頁によれば，この文章は1931年5月30日に書かれたとされる。

(88) 国京論争とは，国語の標準音を北京音（京音）に取るか，それとも読音会で決めた国音に取るかという問題をめぐる論争である。1919年9月に，読音会で決めた「国音」を基にした『国音字

典』が商務印書館から刊行された。しかし，北京音にない「南方音」が国音に加わっただけでなく，声調についても，入声が取り込まれており，どの地域の声調を基準にするかについて明確に規定されていなかった（国音無調）。それについて批判的な声が相次ぎ，国音の基準を北京音に求めるという意見が出た。論争のきっかけとなったのは，南京師範英文科主任の張士一（1886-1969）が 1920 年に「国語統一問題」（『新教育』第 3 巻第 4 期，1920 年 5 月，431-466 頁）という論文を発表したことであった。その論文が社会に大きな反響を呼び，北京音を支持する京音派と国音を擁護する国音派との間で大きな論争となった。

(89) 村田雄二郎「「文白」の彼方に ―― 近代中国における国語問題」7 頁。

(90) 章炳麟の言語思想については，林少陽『「修辞」という思想 ―― 章炳麟と漢字圏の言語論的批評理論』（東京：白澤社／発売＝現代書館，2009 年 1 月）に詳しい。

(91) 註 1 参照。

(92) 魯迅（周樹人）がどのような身分で読音会に参加していたかについては不明な点が多い。黎錦熙『国語運動史綱』126 頁によれば，魯迅は教育部の役人として出席していた。だが，魯迅の 1913 年 2 月 15 日の日記では，自らが読音会の会員に選ばれていたと記されている。『魯迅全集・日記』第 15 巻，北京：人民文学出版社，2005 年 11 月，49 頁。

(93) 倉石武四郎，前掲書，74 頁。章派の弟子が国語運動に果たした役割については，盧毅の「章門弟子与国語運動」（『中共浙江省委党校学報』第 5 期，2007 年 9 月，119-122 頁）に詳しい。

［註（13）への補注］

一般的に，中国語の音節は「声母（initial）＋韻母（rime）／声調（tone）」から構成されていると言われている。声母とは頭子音のことであり，音韻論で言う開始部（onset）に相当する。韻母は韻腹（介音）と韻尾（final）に細分される。韻腹は主母音であり，中核（nucleus）に相当する。韻尾は末音であり，末尾（coda）に相当する。「介音」とは声母と韻母との間にあるわたり音のことである。中国の伝統的音韻学では，主母音もしくは介音に ü を持つ音節を「撮口呼」音節と言う（例えば「管」（guan），「虚」（xu））。

また，古代中国には，音声記号がなかったため，一つの声母を一つの漢字で代表させ，それを「字母」あるいは「声紐」「紐」と言う。宋の時代には 36 個の字母があったと言われ，調音部位に基づき，声母を唇音・舌音・牙音・歯音・喉音に分類する。また，調音方法に基づき，全清音・次清音・全濁音・次濁音に分類する。さらに，調音部位の同じものをひとまとめにして，それを「系」という。「見系」とは牙音に属する軟口蓋破裂音である見母［k-］の「見公江該居」の 5 母を指している。「精系」とは歯音の正歯音（硬口蓋音）の無声無気音である精母［ts-］の「精子総箭進」の 5 母を指している。以上については次の諸文献を参照した。

・『中国語学新辞典』（前掲）104-119 頁。
・李思敬／慶谷壽信（けいや としのぶ）・佐藤進（編訳）『音韻のはなし ―― 中国音韻学の基礎知識』基本中国学双書 6，東京：光生館，1987 年 9 月。
・吉川雅之「非国家語のラテン文字表記法 ―― 中国の壮語（チワン語）の事例」『Language, Information, Text＝言語，情報，テクスト』Vol. 19，東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻，2012 年 12 月，27-55 頁。